

教育実践の視点からみる外国人児童生徒教育の現状と課題

田巻 松雄・原田真理子・若林 秀樹

はじめに

平成16年秋にスタートした本学重点推進研究「外国人児童生徒の教育環境をめぐる問題—栃木県における現状と課題」は、平成19年度より特定重点推進研究「外国人の子供たちの教育・生活環境をめぐる問題—栃木県内事情の総体的な把握と地域的な課題・対応についての実証的・理論的考察—」として新たなスタートを切った。

新しい体制の大きな特色は、当初からの研究メンバーである国際学部・留学生センター教員の他に、教育学部の教員と県内小中学校の教育現場に従事する教員及び指導員が新たにメンバーに加わったことである。このような学内連携と学外連携の拡大は、外国人児童生徒の教育問題を様々な関係者と一緒になって討議し、調査研究を計画・実行し、その成果を地域に投げ返して行く協働型プロジェクトを目指していることに基づく。

平成19年度の成果を『栃木県における外国人児童生徒教育の明日を考える』（平成19年度宇都宮大学特定重点推進研究成果報告書、研究代表者田巻松雄、平成20年3月）としてまとめたが、その内容を簡潔に記すと、以下の通りである。

本書は、大きく三部構成である。Ⅰでは、栃木県における外国人児童生徒の教育環境と教育問題の現状と課題が総体的に提示されている。Ⅱでは、外国人児童生徒教育に従事してきた教員が、その経験を「難しさとやりがい」を中心に語っている。Ⅲでは、外国人児童生徒の学習環境および外国人（異文化）と接触する日本人児童生徒の学習環境が言語的アプローチによって検討されている。以上の三部構成を通して、本書は、県内の外国人児童生徒の教育環境および教育問題を、総体的かつ具体的、かつ感性的にも理解してもらうための材料や話題と、幅広く捉えるための視点を提供するように試みた。

この作業を通じて浮かび上がった課題の一つとして、様々な教育実践をより丁寧に掘り起こし、その視点から外国人児童生徒教育の現状と課題を明確にすると共に、外国人児童生徒教育に従事する関係者や関心を持つ人たちに「いつ」「誰が」「何を」するべきかについて具体的な問題提起をすること、及び教育実践に学術的かつ理論的な検討を加え、異文化背景を持つ児童生徒に対する教育の新しい形を模索することがあった。

本稿は、上記の課題についての作業の中間的な報告という性格を持つ。第一節では、日本語指導員、第二節では日本語教室担当教員の立場・視点から、教育実践の方法や内容を振り返り、外国人児童生徒教育の現状と課題を整理・検討した。附言すれば、本プロジェクトは、協働型プロジェクト推進のための拠点形成を目指している。それは、地域に立脚した様々な関係者の恒常的なネットワーク構築と重なる。このような拠点形成において、研究成果や教育経験のオープンリソース化および物的機能の活用などを通じ、地域連携ネットワークの構築において大学がどのような役割を果たせるかについて追究していく。平成20年4月に開設した多文化公共圏センターの活用を1つの軸として、その可能性を考えていきたい。

第一節 日本語指導員の視点から

原田真理子

はじめに

私が外国人児童生徒教育に携わるようになったのは、平成2年1月からである。ご存じのように、平成2年6月、出入国管理法の一部改正により日系人の入国・滞在・就労が容易になったため、栃木県内においても日系南米人が就労するようになり、それに伴って来日した家族の子弟の教育問題がクローズアップされ始めた時期である。国の施策は労働力の確保にあったと思うが、教育現場においては、「待ったなし」の状況がその時からはじまったのである。それぞれの自治体が試行錯誤する中、佐野市が県下でいち早く対応に乗り出し、平成2年1月に外国人児童を対象とした「日本語教室」の設置に踏み切った。私は、開設時から今日に至るまでこの佐野市「日本語教室」の指導員を担当している。

私個人の記憶なので確かなものではないが、神奈川県愛川町に「日本語学級」が開設されマスコミでも大きく取り上げたのが、平成2年4月のことであるから、佐野市の対応は極めて早かったと思われる。しかし、日本国中どこを探しても前例のないことなので、ノウハウを構築していくことから始まった。私自身も、神奈川県愛川町の中津第二小学校を訪問し、日本語学級担当者や愛川町教育委員会の担当者から日本語教室運営の手ほどきを受け、帰国・外国人児童生徒教育に関しては、パイオニア的存在である東京・目白の「波多野ファミリスクール」を訪ね、日本語教育のノウハウを教えていただいたりした。そこで、何よりも感銘を受けたのは、先生方が子どもの気持ちに寄り添った教え方を実践されていたことである。日本語がわからない子どもに対して、具体物なり、絵に表したりして理解させること、日常生活の言葉のキャッチボールの場面においても、日本語指導という側面を失わずに生きた言葉のシャワーをどんどん浴びさせること、日本での生活体験が不足している子どもたちに、校外学習という形で体験学習を実施していること、等々である。自分自身、幼少期に親の仕事の関係で海外生活を経験し、現地の学校に通ったことがあるので、この指導方法は大変共感し納得できた。しかし、何分経験のな

いところからのスタートだったので、外国人児童生徒の受け入れから日本語指導に至るまで、なにもかもが手探り状態の日々が続いた。おそらく、その当時に日本語教室を立ち上げた他の自治体も同様の苦労があったと思う。

1 外国人児童生徒の増大とその対応

県内において、一挙に10人20人という単位で外国人児童生徒の在籍が増えていったのも、この時期である。特に、真岡市ではその傾向が顕著であったため、平成2・3年度の2年間にわたり栃木県教育委員会より「帰国子女教育」研究協力校としての指定を受け、帰国子女12名、外国人子女28名の計40名で「国際理解教室」を立ち上げた。当時は、現在のような県教育委員会主催の日本語教室担当者を対象とした研究協議会もなかったので、マスコミで取り上げられる情報を手掛かりに他の日本語教室の存在を知り、お互いに連絡を取り合っては情報交換をしていた。小山であれ、真岡であれ、県外であれ行けるところはすべて自分の足を運び、新しい何かを生み出すきっかけにしていた。

真岡西小学校の当時の「国際理解教室」（日本語教室）担当者は、真岡市内の人材派遣会社の通訳担当者の手を借りて、外国人児童とその保護者に対する受け入れ面接資料から通知文や日本語単語集をいち早く編纂した。当時の資料は、日本語教室担当者にとっては、唯一のマニュアルであったと思う。

栃木県教育委員会は、平成3年より、増え続ける外国人児童生徒教育の充実を図るため、小中学校教員に対して内地留学などの語学研修や海外語学研修制度を導入し、宇都宮大学へ半年間の語学研修を実施したのが、ポルトガル語内地留学の始まりである。同時に、白鷗大学でスペイン語内地留学生を受け入れ、作新学院大学で中国語内地留学生を受け入れた。内地留学後は、実際にその言葉話す国へ2週間ほど語学研修に訪れるなど、言葉の話せる教員育成を目指した。

さらに平成3年度からは、帰国子女等教育研究協議会を開催し、平成4年度からは外国人子女を中心に受け入れる「外国人子女教育拠点校」を県内4市1町の6小学校と3中学校に指定し、6

月には初の拠点校連絡会議を開き外国人子女教育の現状と課題を話し合う試みをするなど、一応県内における外国人児童生徒教育への大きな前進を見ることができた。暗中模索の段階から、何をどのように展開していくべきなのかの段階によりやく移行していったのである。

佐野市でも、平成4年に犬伏小学校が栃木県教育委員会から外国人子女教育拠点校に指定され、ポルトガル語内地留学を終えた教員が犬伏小学校日本語教室の初めての加配教員として赴任した。自分の運営する日本語教室の他に、日本語教室指導員として犬伏小学校のような拠点校で日本語担当者のT2としての学習支援を行う体制がやっと整い、ここで、はじめて現在に至る日本語教室の原点を見るのである。最初の10年間は、日系南米人児童生徒の小中学校の在籍人数が飛躍的に増加していった時期といえる。我々日本語教室担当者は、在籍学級の担任と連携を取り合いながら、外国から来た子どもたちがどうしたらうまく日本の学校生活に早く適応できるのかを考えながら、受け入れ時のマニュアル作りから、遠足・宿泊学習・授業参観・保護者会等学校行事の連絡文や通知表の翻訳、健康診断や予防接種など保健関係文書のスペイン語やポルトガル語への翻訳など、これだけは保護者に理解・協力してもらわないと支障をきたすというものを手始めに、整備していくことを心がけた。現在では、佐野市内の拠点校4校を巡回し、学習支援を行っている。3年前から新たに指導助手1名が加わり、支援体制が充実してきた。しかしながら、日本語教室に在籍する児童生徒の出身地が、南米のみならず、フィリピン・中国・タイなど、多岐にわたるようになった今、新たな課題を抱えている。

2 日本語教材

子どもたちに日本語を教える教材は、「ひろこさんのたのしいにほんご」という、インドシナ難民の子どもたちが来日・定住したのをきっかけにできたテキストが、コンパクトな文型を網羅した子ども向け教材として重宝した。後にこのテキストは、小山第三中学校（現在小山城南中学校）日本語教室担当の若林秀樹先生によって、スペイン語翻訳版と、ポルトガル語翻訳版が出版され、さ

らに指導しやすいものとなった。文部省（当時）からも「にほんごをまなぼう」という、日本語を母語としない小中学生のための入門用テキストが世に送り出された。しかし、言語・年齢・理解力のまったく異なる子どもが「待ったなし」で日本語教室に入ってくる現場に、これらのテキストにも一長一短あることがすぐに見えてきた。しかし、自作教材に関するヒントやアイデアは浮かんでも、それを手掛ける時間は十分にない。20年近い歳月の流れを経て指導體制や教材・教具が拠点校を中心に整備され、現在では、日本語を母語としない、つまり第二言語としている子どもにJSL（Japanese as a Second Language）カリキュラムなる指導法が開発され、子どもの発達段階に応じた指導法が展開されるようになったが、我々現場担当者に浸透しているとは言い難いといえる。ある日突然現れたり消えたりする10人10色の子どもたちを対象にした日本語教育・日本語指導の在り方や教材・教具の開発には、まだまだ課題が残る。

3 日本語指導員の役割

私のように、児童生徒の母語がわかり、話せる指導員が少なくとも拠点校と称される場所に配置されることは、大変有意義なことであると思う。事実、県内に指導員または指導助手が配置される拠点校が増えてきた。指導員の多くはネイティブスピーカーである。自治体によって、外国人児童生徒の出身国の内訳状況が異なるので、それに合った言語のできる指導員を確保するのは結構大変なことである。しかし、これだけ外国人の数が増加し地域社会に浸透している状況からすれば、こういった人材は必ず発掘できるものである。指導員に求められる資質について考えた場合、一般の通訳者や翻訳者とは性格を異にしたい思いがある。来日して間もない子どもやその保護者の日常の通訳は不可欠であるし、学級担任や、日本語担当教諭から毎日出される学校のプリント類の翻訳も大切な仕事であることにちがいはないのだが、我々の目の前にいる子どもたちともっとじっくり向きあえる時間が必要であると思う。それは、単に学習支援という側面とは別に学校生活を送る上での子どもの思いを受け止め、それを学級担任や

日本語担当教諭に伝えることが指導員の重要な役割であり、同時に保護者とのつながりを持つことも大切な役目だと考えるからである。それぞれの保護者の、子どもの教育への関心の深さはさまざまであっても、子どもの成長に無関心な親はいない。そういった意味でも、子どもの心身発達に寄り添った教育のあり方という考えが根底となっただけでなく、再認識するのである。指導員は家庭を持ち、実際に日本で子育てを経験している人物が最適である。なぜならば、日本の学校に自分の子どもを入れて子育てを経験すれば、おのずと日本の教育システムを理解しさらに自分自身が体験した苦労をもとに助言できる資質を持ち合わせていることになるからである。保護者の立場にも、指導者の立場にも立って共感できる考えを持っているからである。学校連絡文書ひとつを翻訳するにも、例えば保護者会の案内に「上履き(スリッパ)をご持参ください」と実際の案内に記述はないが、日本人なら誰もが持参するスリッパを持っていくようにと、配慮のある一言を書き添えることができるのである。それは、履物を場所によって取り換える文化を持たない外国人の保護者に自分が経験して得た日本の習慣をさりげなく教えてくれる温かな一言なのである。こうして、指導員が外国人の子どもや保護者との間に信頼関係を築きあげると、指導員はいつでも、どんな場面でも彼らの声を聞く立場になって身辺が非常に忙しくなるのが常である。しかし、多くの場合これらの指導員は限られた時間数のみの勤務シフトとなっていて、児童生徒の日常のあらゆる場面での対応には限界が見られる。学校教員の負担軽減のためにも、各自治体において早期にこういった人材の長時間確保のための財源を予算化してくれることを切に期待する。そして、指導員のもう一つのメリットは、一般教員のように異動という心配がないことである。条件さえ整えば、私のように長年にわたってこの仕事に携わることができるのである。

4 日本語習得とは

最近では、日本の学校にそもそも就学する義務がない外国人児童生徒の就学問題にも、注目が集まり出し、政府が動き出したのに合わせて不就学調査や対策に乗り出す自治体も出てきた。定住化

にともない、日本での滞在が長期化するなかで日本の教育を受けること、保障していく考えは、正しいと思う。小山市においては、今年度から日本に来て日が浅い子どもを対象にした日本語適応指導教室つまり、プレスクール「かけはし」を立ち上げた。この「かけはし」は、外国人児童を集めて集中的に指導する試みで、きわめて斬新であり、今後の成果が待たれる。また、日本語教育は、小中学校のみの段階に限らず、就学する前の幼児期にも必要であり、中学校卒業後も継続して学習できる体制が必要である。日本で生まれた外国人の子どもには、その瞬間からそれが始まっているのであり、中学生で来日した子どもには、在学期間のみ日本語教育では、不十分なのである。世論はやっとそのことに気付きはじめた感がある。それは、外国人児童生徒の就学義務という視点とは全く別に、義務教育期間という枠組みを越えた考えに基づかなければならない。政府や自治体がその対策に早く乗り出してくれることを期待せずにはいられない。

5 教育現場における人材の不足

教育現場では、今もなお新たな局面に立たされている。子どもたちを救いきれている状況と救いきれていない状況が混在する。教育現場には、何が不足しているのだろうか。

明らかに不足しているのは、人材である。日本語教育に携わる専門家が、本来ならば日本語教室には必要であると思う。小中学校の教員がいくら内地留学をし、語学の知識を多少なり得たとしても、たちまち子どもたちの母語で対等に言葉を交わせるまではいかないのが現状である。日本語教育法を専門的に研修する機会もそんなには持てない。しかも、教員は定期異動があり、日本語教室担当者としてのキャリアの蓄積を待たずに、また新たな担当者と交代していく。長年の歳月を経ながら、日本語教室そのものの存在や地位が教育界の中で確立されないのは、仕事の内容がそれまでの教員としての知識や経験とは全く異なる分野のものであるので、理解されにくいというのが主要因と思われる。ともすれば、日本語教室の担当は誰にでもできるものと誤解されがちである。しかし、それは大きな間違いと断言できる。教員の

内地留学を否定する気持はないが、内地留学を経験した教員が全て日本語教室の担当者になるかという、そうではない現実がこのシステムのゆがみ・矛盾を感じざるを得ないのである。現在の教員は、日本人に日本の教育をするよう養成された人材であって、外国人に日本の教育をするようには養成されていない。ならば、必要とされる分野を十分に習得した人材をこれからは、育成していかなければならないと思う。各地の大学において、日本語学科という新たな分野の学問が誕生し、人材が育っている今、そのブレイクを活用する段階にきているのではないだろうか。日本語教育という、いわば特殊な分野における専門家をこれからは、もっと世に送り出すべきであると思う。群馬県太田市のように、ブラジルの教員免許を持っているバイリンガル教員に日本の教員免許を取得させ教壇に立たせるような特別な措置をとる自治体も現れた。これは、特別なケースであるが、同時に斬新で魅力的である。こういった発想の転換もあっていいのではないだろうか。あくまでも児童生徒の実態に即したものとして考えられるならば、得策と思える。

6 外国人家庭の多様化と複雑化

日本語教育に求められる人的資源の中には、教育相談的・臨床心理士的な知識や資質も要求されるということが言える。なぜこれらの要素が必要なのかは、現在の日本語教室に在籍する児童の家族構成に起因する。子どもの実態に視点を移すと、日本語教室が開設されたときに在籍していた外国人児童生徒と現在の外国人児童生徒とは明らかな違いがあることを感じ取っている。開設当初は、就労目的で来日した日系南米人の家族の子弟の教育問題という単純な側面を持っていた。しかし、家族の定住化が進み、さらに増幅していく状況は、19年間という長い歳月の流れにおいて、社会・経済の変化の中で必然的に変容していったものといえる。しかも、外国人児童生徒の「多様性」という言葉が最近では多く使われるようになった。

具体例を挙げてみると、日系南米人の親を持つ子の他に、日系南米人とフィリピン人やイラン人といった、母語の違う親同士の間にも生まれた子どもが増加しつつある。日系南米人同士であっても、

ペルー人とブラジル人の両親を持つ子どもは、両親の母語が異なるため、日常生活の中に3カ国語が飛び交う環境におかれているのである。実にさまざまな文化背景を持つ家庭の子どもが多いことに気付く。

さらに、父親が日本人で母親が日系南米人・イラン人・パキスタン人・フィリピン人・中国人の子どもは、日本国籍を持っているケースがほとんどで、外国人児童生徒で日本語指導が必要な子どもの範疇から抜け落ちてしまう。この事態は文部科学省でも注目し、日本国籍を持ち、なおかつ日本語指導を必要とする児童生徒の存在の実態を把握し始めた。彼らは日本で生まれ、日本で育った子であると思われるので、日本語の指導の必要はないとされてきた。日本人女性が外国人男性と結婚して生まれた子は、母親の話す日本語で育てられるのでこういう問題は起きなかったが、日本人男性と外国人女性との間に生まれた子は、実際には就学年齢に達するまで母親の母国である外国で母親の両親、つまり祖父母に預け育てられたりして日本で生活していないケースがある。そういう子どもたちは、日本語がほとんど理解できず、身も心も日本人像とは大きくかけ離れてしまう。

最近増えているのは、母親の離婚や再婚により、日本へ呼び寄せられた外国人児童生徒である。それまでに生活してきた環境の変化に加え、新しい父親や兄弟とは、母語が異なるケースが多く、意思の疎通が思うようにはかれず、孤独感を味わっている子どもが少なくない。そういった家庭での生活環境は、精神的にもかなりのダメージとなって、学校生活においても不適應を起こし、不登校に陥るケースもある。

7 問題の所在

ここまで書くと、問題の所在が明らかになるであろう。日本語教育の問題とは別の次元で、こういった環境におかれて育っている子どもに対しては、精神的なケアも同時進行で必要となってくる。単なる日本語教育だけの側面を追ってゆけばいい時代はとっくに終わっているのである。この問題を置き去りにすれば、不登校・不就学などいろいろなマイナス要因が瞬く間に彼らに浸透していつてしまうのである。この子らの心の叫びを聞

き、受け止める教育相談が必要となってくる。現職の教員には、教育相談研修という分野があり、それに関連する専門技術を研修する機会が設けられている。しかし、日本語のあまり理解できない子どもたちの心の叫びは、自分の母語のわかる人にしか打ち明けられないであろう。とすれば、現職の教員が子どもたちの母語を習得するか、母語のわかる日本語指導員が教育相談や臨床心理士的な知識や資質を身につける必要がある。この子らが、将来も日本社会に深く根ざした生活を続けるとするならば、今この状況を救済し心身共に健全な人格形成を目指さなければ手遅れになる。

8 おわりに

グローバルゼーションという言葉聞いて、我々はもはや何の違和感も持たなくなった。世界中の国や言葉、時間や空間を越えて人々が移動する時代となり、その大きなうねりの中に我々は生活している。日本の地域社会にも多くの異文化が入り込み、「多文化」とか、「共生」という言葉はごく一般的な言葉として使われるようになった。しかし、実際に我々はこの事態をしっかりと受け止めているのだろうか。将来につながる対策を講じてきているだろうか。社会の構造が複雑化するのにもない、家族構成も多様化複雑化している現状を把握し、プラス面としてとらえられるのだろうか。外国人の受け入れに関しては閉鎖的・消極的とも思える日本人社会の中に、短期間のうちに外国人集住地域が全国各地に広がったため、全国レベルで見ても、県単位で見ても、対応がどうしても後手に回ってしまっている印象は否めない。こうした実態に憂慮している時間はないのである。教育現場は、冒頭でもいったとおり、「待ったなし」の状況は変わらないのである。

宇都宮大学特定重点推進研究のプロジェクトはまさに、そういった日々刻々変化し続ける子どもたちの身近な問題に気づき、目を向け、地域社会に発信しようとしているのである。時代の変化とともに、世間の意識も変化してきている今だからこそ、いまいちどこの栃木県内における外国人児童生徒教育のあり方を根本的に見直し、県内どの地域においても通用するような、いわばスタンダードな形がなんとか見いだせないかと試行錯誤

している。我々教育現場に携わる人間とそれを論理的・実践的に研究し証明できる大学研究者とのコラボレーションにおいて、外国人または異文化背景を持つ児童生徒教育の新しい形を模索している。多文化公共圏センターの存在は、今まさにタイムリーで、今後整備しさまざまな事例に対応できるリソースルームとしての性格を持てれば、地域社会に大きく貢献できるものと思われる。

第二節 日本語教室担当教員の視点から

一 最前線と最先端 一

若林秀樹

はじめに

学校現場において教師と児童生徒が交わる部分を最前線とすれば、その最前線でこそ最先端の技術が要求される。しかし外国人児童生徒教育の分野においては、最前線に赴く教師にとって必要な専門技術を身につけるための研修や実践の機会が極端に少ないのが現状だ。

それまでに経験しなかった事や想定していなかった事に遭遇すると、大抵の人は何とか乗り切ろうと試みる。学校の先生だってまじめな人が多いからかなりの努力を試みる。しかし教師にとってみれば大学で勉強したことも無く研修の機会も与えられなかった分野である。しかも周囲を見回したところで先輩教師に経験者は居ないから誰に聞いて良いのか分からない。

教室で子供達と言葉が通じない。教育システムの違いから学習内容が一致しない。日本語を教えてあげたいがどうやって教えて良いか分からないし、どんな教材を使えばよいのかも分からない。言葉の通じない保護者とどうやってコミュニケーションをとればよいのか分からない。

学級担任、教科担任、そして日本語教室担当者として、外国人児童生徒と関わることになった教師はその未踏の地でいきなり最先端の技術を要求されることになる。

これから私が記述することは、私自身が外国人児童生徒教育担当者として自分なりに最先端の技術を模索した実践の記録である。わずか10年で一人の教員が実践できることは微少であることは自覚しているし、そのいくつかは取り立てて新しいものではなく東海地方や中部地方の一部ですでに試みられていることも多く含まれている。しかし他の地域のやり方をそのまま持ってきても機能するものではなく、栃木県には栃木県、小山市には小山市における地域の特性や取り巻く環境を踏まえて一から考えなければならない事ばかりだった。

中には実践と呼ぶに値しないと思われる部分があるかも知れない。しかし小中学校で働く全ての教員の尊厳を守るためにも言わせてもらうなら、

一人の教員が実際に自分の思想や手順でおこなう事が許されるのは管理上わずかな範囲に限られており、ほとんどの職業活動は学校長や教育委員会等の様々な管理体制の意図のもと行われていることを忘れてはならない。

そんな中では新たな提案を主張し続けることも、実践と捉える事を許されると思っている。あくまでも個人の記録ではあるが、これから本格的に到来する多民族社会の始祖期の記録として出来るだけ客観的に記述することに努めた。この記録を通して誰かが「いつ」「誰が」「何を」するべきなのかを考えるヒントになってくれればとの希望も持っている。そしてもちろん、私自身が次に取り組むべき事は何なのかを明確に認識したいと考えている。

1. 内地留学制度

はじめに、外国人児童生徒教育の分野に足を踏み入れた経緯について説明しなければならない。

栃木県教育委員会には現職教員の研修を目的とした「内地留学制度」(以下「内留」)が設けられており、その中に語学研修と称する「ポルトガル語内留」と「スペイン語内留」がある。これらは後に外国人児童生徒教育を担う人材を育成することが目的であり、他の内留と同様に半年間学校現場を離れて語学習得や外国人児童生徒教育についての研修に専念する。

現在県内小中学校の「外国人児童生徒教育拠点校」(後述)で日本語指導や外国人児童生徒への支援を担当している教員の多くはこの内地留学制度での研修を経た教員であり、私も平成8年度前期内留生として小山市にある白鷗大学の高橋節子教授のもとでスペイン語の研修を行った。

教員が「語学研修」に赴く経緯には大きく2つある。一つは外国人児童生徒が多く在籍する学校で奮闘している教員がさらに研鑽すべく、自らの希望又は学校長の推薦によって選出されるもの。もう一つはその年度の語学研修者を県内の各地区から割当制で教員を選出して赴かせるものである。残念ながら私はその後者に当たり、今こうして外国人児童生徒教育について云々出来るような志はなかった事を認めざるを得ない。

私の場合は10年間続けた英語教員としての内

留を希望した所「英語は希望者がたくさんいて難しいがスペイン語をやってみないか」と当時の校長に持ちかけられたのが始まりで、きっかけは恥ずかしい限りである。実際に外国人児童生徒担当者会議等の場でも「いきなり校長に推薦された」と告白する人が少なくない。

毎年「ポルトガル語内留」と「スペイン語内留」合わせて5～6名の教員がこの語学研修を受けているはずなのだが不思議なことに後継者があまり現れない。膨大な予算を費やして専門教員を育成していながら残念な現実である。

2. 拠点校とは

栃木県教育委員会は県内36校（平成20年度）の小中学校を「外国人児童生徒教育拠点校」に指定し、加配教員として専門の教員を配置している。加配された教員は学校内の中心となって外国人児童生徒教育の充実を図ることが使命であり、「拠点校」の名の下に必要とあれば周囲の小中学校の依頼を受けて支援することもある。

平成10年4月、私は小山市立桑中学校から小山第三中学校への異動と同時に、外国人児童生徒担当の加配教員としてのスタートを切った。しかし早速大きな問題に直面した。

私はもともと英語教員であり英語科の人員として異動しているのだ。わかりやすく説明すれば、私の前任の加配教員はもともと理科の教員であり理科教員として他校に異動した。同時に一人の英語教員の異動を埋める形で私は転入したのである。要するに私が英語の授業を担当しなければ英語の教員が不足してしまうのである。外国人生徒担当としての志を立てて赴任したものの、そう専念しているわけにはいかない現実に直面した。

その年は怒涛のごとく過ぎていった。会議の結果、私は週9時間の英語の授業を担当することになった。しかし一方で加配教員は週に18時間以上は外国人生徒の支援に関わらなければいけない事になっている。従ってその年の授業時間は合計週27時間、中学校としては異例の時間数だった。しかし県教委への拠点校実施報告には週27時間と書けるはずもなく、実際の時間割から英語の時間を削った内容の報告書を提出せざるを得なかったのを覚えている。結局それから3年間は英語の

授業も併任することになった。

またその年は第1学年の副担任となり、はじめにあるように学校管理体制の意図のもと全ての行動において所属学年の動きを尊重することを命じられた。当然、外国人生徒は全学年にまたがっているから、いざ支援が必要なときに身動きの取れないことがたくさんあったのを覚えている。外国人児童生徒教育自体の認知度とシステム構築の必要性という問題の他に、学校現場が管理者の認識によって大きく左右されることを痛感することになった。

3. 生徒はポルトガル語の先生

週27時間という時間割に追い立てられながらも私は日本語教室での時間が待ち遠しかった。自分が新しいこと、未開の分野に挑戦できる喜びで一杯だった。

しかし当時の日本語教室に通級する外国人生徒はやんちゃ揃いでこちらの言うことはほとんど聞いてくれなかった。経験のない担当教師の出方を伺っている様子もあった。授業中は席に着こうともしないでふざけ合うばかりの1ヶ月が過ぎた。研修で覚えたスペイン語をやっとの事で使っては見るが、たった半年間の研修で上手く話せるはずがなかった。ブラジル人の生徒はスペイン語なんて分からないと反抗するし、ペルー人の生徒は通じているのに下手だから通じないと言った。このままにして成るものかと、私はポルトガル語を習得する決心をした。

比較的まじめなブラジル人女子生徒に手伝ってもらい、「教師にムカツクと言っただけはいけない」という意味のポルトガル語を覚えた私は、タイミングを見計らって大声で彼らを一喝した。その瞬間空気が動くのを感じた。思えばその日が私にとって本当の日本語教室デビューの日だったのかも知れなかった。

暇を見つけてはポルトガル語の辞書との格闘だった。言うことを聞かない生徒には家庭訪問するぞと脅しをかけた。脅した以上引くわけにも行かずおこなった家庭訪問は、話せもしないポルトガル語を武器に、保護者との真剣勝負だった。そんな日々を続けているうちに生徒達が変わってきた。よく観察すると保護者達の姿勢が変わってき

たのだった。「あの日本語の先生の言うことは聞きなさい」と家庭でも協力が得られるようになった。

私は外国人生徒への日本語指導を通して、彼らの話すポルトガル語とスペイン語を片っ端から覚えようとした。時には生徒から「先生そんな単語は覚えなくていいんだよ」と言われながら。次第に自分の脳の中にポルトガル語の引き出しが作られたことが実感できた。そして私のポルトガル語が上達するごとに、彼らの日本語も上達していった。

4. 授業者は母語を習得すべきか

現在一般的な日本語教育の分野では、学習者の母語を用いて授業を進めることは奨励されておらず、その理由は簡単に推測できる。しかし学校現場での日本語指導においては違った見解が必要だ。授業者は第一に児童生徒との人間関係を築かなければならない。

少し恥づかしい言い方だが「この先生は自分たちと本気で向かい合う気があるのか、いざというときは自分たちの味方だろうか」という問いに大前提として答えてからでないと日本語指導は始められないのである。そのためには彼らの母語を理解することが最良で最短(?)の方法である。だから、今後小中学校において外国人生徒の担当を希望する人がいるとしたらここで確認しておきたい。“彼らの母語を覚えて下さい”。

授業者の母語が多岐にわたる場合は全て覚えなければいけないのかという疑問がわくだろう。たとえ外国語を覚えるのが好きな人間でも短期間にいくつもの言語を覚えるのは困難だ。私自身この10年間で新しく覚えたのはポルトガル語だけである。

ただ自分の苦い体験も含めて白状すれば、この10年間で私が関わった外国人児童生徒の中で英語・ポルトガル語・そしてスペイン語すなわち私と話ることが出来る言語を母語とする児童生徒に対する指導と、中国語・韓国語・タイ語すなわち私が話すことの出来ない言語を母語とする児童生徒に対する指導と分けて振り返った場合、その成果には明らかな差が出ていることを認めざるを得ない。

その差は日本語の上達のみならず、保護者との相互理解や卒業後の進路に至るまで大きなものであった。誤解を避けるために言えば、もちろん言語の違いは同時に文化の違いを意味するものであり、成果の違いを母語で支援できたかどうかという観点のみで判断することは危険ではあるが、それを差し引いても十分な差を認めざるを得ない。

5. どこからでもスタートできる

母語を共有できないなら何から始めれば良いのか。それは各人を取り巻く環境や実情に合わせて柔軟に考えればよい事だ。いくつもの言語を覚えることにとらわれて本来の目的である外国人児童生徒の支援から視点が離れてしまっただけは意味がない。ただ、ここまで言い切れる自分はやるだけはやったのだという開き直りでなく納得の思いがあるのも事実だ。

言葉が通じない生徒とは、その分出来るだけ長い時間を一緒に過ごした。日本語の分かる児童生徒の親族や通訳を介して保護者とも頻繁に話合った。母語の種類にかかわらず「恐らくあれ以上は支援出来なかつただろう」という思いが残っている。

外国人児童生徒教育の分野はいま創世記の苦しみの真っ只中にある。そもそも最前線の教員が児童生徒の母語を覚えなければ仕事が成り立たないという論理が通ってしまうのでは、これから先本当の発展は望めないかも知れない。今後は様々な分野の人たちが試行錯誤を繰り返しながら、国全体のシステムが時代の流れに沿って構築されていくだろう。しかし「今」「誰が」「何を」しなければならないかと言う問いと、救うべきは最前線の教員ではなく祖国を離れた生活で支援を求めている子供達であるという当然の事実を合わせ考えたなら、いま現場に直面している我々に出来ることは何であるかを息を荒げて訴えずにいられない。

6. 怖いもの知らずの教材開発

授業というものは予め指導内容や進度を計画し一斉授業を行うものだが、日本語指導は少し違う。編出入が多く生徒によって通級期間や上達速度が異なる日本語指導においては、系統立てた授業を行うために確固とした指導方針と内容を整理する

必要があると考えた。

具体的には1.日本語を学ぶための文章を中心としたテキスト、2.小学校の学年別漢字が学習出来る問題集、の二つを授業の中心とすることに決めた。

今も外国人子供向けの日本語テキストが充実しているとは言い難いが、平成10年当時はおさらであった。当時販売されていた日本語のテキストを成人用も含めて一通り買い集め選考した結果、私は「ひろこさんのたのしいにほんご」と「ひろこさんのたのしいにほんご2」(共に凡人社刊)をテキストに選んだ。そして漢字の問題集には外国人児童生徒がページを開いたとたんすぐに書き込めるよう、発問などがシンプルで見やすい市販のものを選んだ。

超初心者には自作のひらがなカードや学校探検カードなどを用いて十分に慣らしをしてからテキストに入るのだが、文章が続くと単語の意味が分からなくてすぐに躓いてしまう。しかし同時に日本語教室には違った進度の学習をしている生徒も来ているので、単語の意味の説明で一人の生徒に長時間かけては居られない。そこでテキスト「ひろこさんのたのしいにほんご」をポルトガル語とスペイン語にそっくり翻訳してしまおうというアイデアを思いついた。私自身ポルトガル語を覚えようと躍起になっていた最中であつたし、内留で一度習ったスペイン語をもう一度基礎から見直すのにちょうど良い機会だった。通級していたブラジル人とペルー人生徒の力も借りながら、テキスト中の全ての単語と文章をポルトガル語とスペイン語に訳していった。

3ヶ月ほどで「ひろこさんのたのしいにほんご」のポルトガル語訳とスペイン語訳が終了した。翻訳文だけでは不便なので活字にして帯状にプリントしテキストの本文の間に貼り付けた。2～3日の作業で「ひろこさんのたのしいにほんご」ポルトガル語版とスペイン語版が出来上がった。気がつけば著作物の立派な改造になってしまったので、出版元の凡人社に「翻訳してしまったのだが個人的に使わせてもらえないか」と許可を申し出た。すると「ひろこさんのたのしいにほんご」は、アジアで出回っている海賊版を除けば翻訳版は初めてなので翻訳者として正式に契約してほしい、

しかし出版となると想定される発行部数から販売単価が極端に高くなってしまふので、翻訳者である私が著作物使用料を支払ったうえで翻訳版を希望者に直接販売できる形をとった。

7. 日本語上級者に対する作文指導の有効性

前章の二本柱を中心に授業を進めて行くうちに、さらに上級の生徒に対する支援について考える必要が生まれた。“日常会話に使う日本語能力は十分備わってほとんどの授業に参加できるがなかなか表現力がつかない”“一見十分な日本語力が備わっているように見えて、じつは上達が頭打ちになってしまった”生徒達への支援である。そこで三つ目の柱として考えたのが作文指導である。この段階まで上達した生徒は、卒業後の進路として高校進学を考えるケースも増えてくる。高校入試という面からも作文の学習は大きな意義があった。また、もともと高校への進学は視野にないという環境の生徒であっても作文指導によって自分の日本語能力に自信が付き、家族を説得しながら将来について考え始めた生徒も少なくない。

作文指導は最初から基本的に30分の時間制限を設けて論題を課した。はじめは300字～400字、後に600字を目標として最終的には高校入試の小論文の練習もおこなった。はじめはそれまでに自分で習得した日本語の能力がはっきりと表れてしまうため戸惑いも多いが、繰り返し作文を書いているうちにその不安も薄れ、しだいに自分の日本語が十分な表現力を持っていることに自信が沸いてくるのが一般的である。もともと自分の考えを主張することに関しては日本人より得意な生徒が多いので、反復によってコツさえつかめば上達は早い。日本語通級指導の最上級コースは、週に1～2時間の作文指導をおこなう、というシステムが確立した。

8. 自分の身の回りから

栃木県教育委員会は年に一度、小中学校における外国人児童生徒担当者や国際理解教育担当者を対象にした「帰国子女及び外国人児童生徒教育研究協議会」を開催している。「帰国子女～」とはあるが実際に参加する教員のほとんどは「外国人児童生徒～」担当者である。県内拠点校の担当者

が集まって研修を受けられる機会は年にこの一度のみであること、一度のみの研修なので各自が問題点を持ち寄った所で研修は終わってしまいまた来年、というように研修会の持ち方そのものにも課題があることを否めないが、それはここでの本題ではない。

外国人生徒担当者として2年目の本協議会で、印象的かつ自分の視野を問いただす出来事が起きた。1年目は様子を見ながら参加したものの、その研修の内容や課題解決の進め方に少なからぬ疑問を持っていた私は、2年目の協議会の最後に以下の2つの意見を述べた。

一つは本協議会は年に一度だけ行われているが残念ながら課題を解決したくて参加した者も解決できずに終わってしまうため、研修の持ち方や課題の解決手順を改善する必要があるのではないかと言うこと。もう一つは実際の外国人に対する支援現場ではテキストの選定から保護者との連携の取り方まで学校の教員に任されている状態であるが、現状は困窮していると同時に学校内でも共通理解が得られない場合も多いことを考えれば、県としてもっと具体的な基準を出してもらえれば教育活動もしやすくさらに効果的でないか、という意見である。

およそ一週間後、私の所属する小山市教委から「あなたが先週の県の外国人児童生徒教育研究協議会で一体どんな意見を述べてきたのか確認したい」という電話が入った。私としては礼儀正しく建設的な意見を述べたつもりだったが先方はたいそうお怒りらしく「貴市に失礼な教員が居るから十分指導するように」という通告があったらしい。どんな立場の人間も現実を客観的に見つめて改める心を持たなければ発展は望めないだろう。しかしそのような実態と真っ向からやり合っても肝心の生徒達は救われない。私はその時から、県レベルでの改善を望んで話し合うことは困難であり摩擦を起こすだけである、自分の勤務する小山市に照準を合わせ足下から始めなければならないと決心した。

9. 必要な支援を受けるために

小山第三中学校の日本語教室における日本語指導や保護者との連携は軌道に乗りつつあった。次

のステップとして小山市内で手が届く問題から解決していきかけた。そしてはじめに着目したのは中学校の学区制の問題だった。

後の章でも「不就学」について述べるが、外国人児童生徒の就学率を調べると小学校に該当する年齢と比較して中学校に該当する年齢の就学率が大幅に落ち込んであることが分かった。その原因の一つとして、居住学区の中学校では言語的な支援が受けられないために中学進学を断念するケースが考えられた。

小学校中学年から高学年で日本の小学校に編入した場合、日本語が出来ないながらも友達とのコミュニケーションもとれるようになり、しだいに学校生活を楽しいと感じて登校できるようになる。しかし日本語も覚え耳から入る情報が分かるようになってくるにしたがって、中学校が小学校と違って大変な努力を要する所であることを理解してしまう。それに彼らの母国は小学校や中学校でも落第制をとっている国がほとんどだから、その感覚で考えるといよいよ恐れをなしまずは保護者が中学進学を躊躇ってしまう。特に外国人児童生徒はどこかの国と違い親の言うことには素直に従う子供がほとんどなので、子供達もその考えに従ってしまう。もちろん日本の中学校教育の在り方そのものについても論じる余地はあるかもしれないが、ここでは手の届く事柄に話題を絞りたい。

そこで、日本語支援が必要な児童は卒業後も支援が受けられる中学校に学区を越えて進学することが出来るという共通理解を市内小中学校間で図ることが必要だと考えた。実際の外国人児童への進学中学校の決定は、日本人児童と同様に居住地に準じて「入学決定通知」が郵送されそこに進学先が記されていると言う手順をとっている。それを日本語支援の希望がある外国人児童に関しては学区外への進学を認めようというものである。実際に学区外の中学校への就学は日本人でも事情により認められる場合があるが、外国人の場合は日本語支援という理由だけでこの例外を適用するという考え方だ。当時の市教委担当者の力を借りて約1年で市内全体の理解を得ることができ、教育長の決定事項として平成12年度入学者からこの制度が適用された。

実際には当時ここで言う「日本語支援の受けら

れる中学校」とは私の勤務する小山第三中学校しかなかったので、この例外が適用された生徒は全てここに入学することになった。学級担任や教科担任として関わることになる教員に対しては校内研修等を開いて理解を求めた。

「拠点校」なのだからそんな手順を経なくても地域の子供を柔軟に受け入れられないのか、との意見も聞こえそうだが、前述の通り拠点校の実際の支援内容はそれぞれの学校（長）の考えや管轄教委に任されているのが現状であり、拠点校担当者の考えで柔軟に行動できるものではない。

実際に毎年度当初に県教委から通知されている拠点校決定通知及び拠点校運営要項にも「外国人児童生徒を積極的に受け入れ適切な指導を行う」と漠然と記されているだけで具体策やその基準については一切明記されていない。

10. すき間に落ちる子供達

不就学という言葉が叫ばれる2～3年前のことだ。毎日のように学校を欠席している生徒の周辺を調べるとどうやら病気ではなく遊びに出かけているらしい。昼間の時間を使って家庭訪問を繰り返すうちに、とうとう彼が遊び仲間と帰ってきた所に出くわした。生徒と一緒にいた少年5～6人がすぐに私を取り囲み「お前は何だ」みたいなことをポルトガル語で言ってきた。彼らと安全な距離を保ちながら①私はこの生徒を担当する教員であり彼は学校に来なければいけないこと、②私はその生徒が欠席していることに納得がいかないのであって君たちに文句を言いに来たわけではないこと、そして③これは私にとって仕事だからいい加減に済ませたくないことをポルトガル語で説明した。そのやりとりをばつ悪そうに聞いていた生徒は翌日から登校するようになったが、しばらくすると全く来なくなり保護者から退学の申請が出された。

ある時に無断で欠席した外国人生徒の家を訪ねるともうすぐ友達が遊びに来るとのこと。まもなくその中学生の友人は勇ましい排気音のするスポーツタイプの自動車で見えて運転席から降りてきた。なぜ中学生が運転しているのかと私が尋ねると、運転の仕方くらい分かるから大丈夫、自分のすることに口を出すなと言われた。

また、欠席が続いている中学1年生の女子生徒の本当の理由は仕事をしているかららしいと同級生が教えてくれた。夜になって家庭訪問するとききれいに化粧をした本人が出てきて「学校は面白いことが一つもないし仕事をすればお金が入るし親も黙認している」との返事だった。彼女は毎日派遣会社の送迎で30分ほど離れた工場まで通っていた。派遣会社の担当者は、「年齢を聞かれたら17歳と答えるように」と彼女に指示していた。私はちょうど彼女の父親の勤務先にコネクションがあったため、父親を強く説得して生徒が働くことを止めさせた。しかし彼女は二度と登校することなく退学していった。

その頃の昼間の公園はここが日本とは思えないような光景だった。年齢が下は3～4歳から上は17～18歳までまるで日曜日のように思い思いに過ごしていた。

就学せずに年を重ねていく彼らに対するやるせなさはもちろんのこと、恐らく我が子には幸せになってほしいと願っているであろう彼らの親たちが、為す術もないままとにかく生活のために子供を残して毎日仕事に出かけなければならない現実になりきれなかった。そして何よりも同じ街の中、目の前で起きているこの現実に何の手立ても施そうとしない我々日本人社会に憤りを感じた。

外国人を援助しなければという発想ではなく、彼らも同じ市を構成するメンバーであり言い換えれば彼らの姿はすなわち市民全体の姿でもあることを認識すべきなのだ。よりよい都市を望むならば彼ら外国人との共生を抜きには始まらないと言う事実がこの街はまだ気づこうとはしていなかった。

11. 最悪の就学率

まず始めに小学校と中学校に就学する年齢の外国人数を調べてみた。平成13年度当時小山市内で日本語教室のあった小中4校の学区について、住民台帳の写しからその年度に小学校に就学する年齢の外国人は約150人、中学校に就学する年齢の外国人は約40人であることがわかった。そして前述の4校のうち3つの小学校に実際に在籍する児童数を合計すると約90名、中学校1校に在籍する外国人は20名に満たないことが分かった。

このまま単純計算すると小学校における就学率が6割、中学校が5割に満たないことになるがその数字をそのまま信じるのは危険だった。

小山市から車で45分ほどの真岡市、そして同じく40分ほどの茨城県下妻市にはブラジル人学校があり、そこに通学する児童生徒もいることが分かっていた。しかしその学費は公立学校に比べて非常に高く、そこに通わせることはブラジル人家庭の間では一般的ではなかった。また小山市にブラジル人の次に多く在住するペルー人についてはそのような学校がなかった。

もう一つ注意しなければならないことは、住民台帳に載っていてもすでに転居して小山市には住んでいないケースが少なくない事だった。実際に台帳には私が以前指導に関わってすでに他市に転居したはずの生徒の名前も載っていた。

以上2つの点に注意して考察しなければならなかったが、その反対に外国人数が増加の一途を辿る小山市には台帳に載っていない新たな外国人が居住していることも明らかだった。市が次年度の新小学生と新中学生に向けて行う入学者決定通知の送付は年に一度の作業なので、目まぐるしく変化する外国人の転入出には対応しきれない。

最近の報道によると、外国人登録法の改正によって転居による外国人の居住地を正確に把握できるようにする取り組みが計画されているようだが、子供達の就学という点からは歓迎すべきことと思う。

12. 出来ることから確実に

前章で試算した平成13年当時の小山市（一部地域）の小中学校における就学率は、中学校に勤務しながらという制約の中で調査した不確かな数字とはいえ、当時の小山市の状況を知るには十分なものだった。そしてその数字が、当時知り得た全国各地の外国人児童生徒就学率の中でも最低レベルであることははっきりしていた。

出来ることの限界はすぐにやってきた。基本的に教員は在籍する学校の教育活動に専念すればよいのであって、学校外の教育事情や社会問題に言及したり関わることは歓迎されないばかりか時には禁じられる。「拠点校」としての役を担うべく多くの外国人児童生徒と関わりたいと願っても①

市内の小中学校に正式に在籍する児童生徒が対象であるから不就学の子供達に関わることは論外であり、②支援が必要な児童生徒の在籍する学校長から正式に依頼のあった場合のみ関われる可能性が生じ、③自分の管理者である校長がその任務を必要かつ自校の教育活動に支障が無いと認めたときのみ許可される。

実際に平成12年度から16年度まで、私は上記②～③のような手順を経て市内の他の小中学校に在籍する外国人児童生徒の支援に関わることが出来た。どうしても支援が必要だからと言って依頼されるのに私は管理者に許可を請わなければ動けないというのは理不尽な気もしたが、主役はヘルプサインを出している子供達であっていちいち大人達が屁理屈をぶつけ合っているわけにはいかなかった。

13. 時代が変わる手応え

自分に見えている部分はこの街の抱えている問題の一部分に過ぎない。しかしそれまでの外国人保護者たちとの関わりの中から、子供の健全な成長を願わない親はいないと言うことと、圧倒的に不足しているのは教育をはじめとする社会生活上の“情報の供給”であるという見解には確信があった。

それならば、どうすれば保護者に教育に関する情報が行き渡るだろうと考えた。

市教委に対して、外国人保護者を対象に就学案内のパンフレットおよび就学するに当たって学校のしくみや規則について理解してもらうためのガイドブックの作成を提案した。数回にわたる話し合いの結果、就学案内のパンフレットを作成し市内の各施設や店頭で配布することと、小中学校の生活に関する保護者や児童生徒向けのガイドブックを作成することが決定した。予算的な課題も何とかクリアすることが出来た。パンフレットとガイドブックは当初ポルトガル語・スペイン語・英語・タイ語・中国語・韓国語での作成を計画したが、作成期間や予算の関係上ポルトガル語とスペイン語そして英語の3カ国語で作成することになった。

このような取り組みの中で市行政も不就学問題に本腰をあげてきた。小山市に住所があり小中学

校に就学していない子供の家庭を、市教委の担当者が通訳と共に一軒一軒訪問した。外国人の保護者を対象とした、通訳付きの就学ガイダンスも開催された。パンフレットやガイドブックの監修そして家庭訪問に携わっていただいた市教委の担当者には心から感謝したい。

新聞やテレビが全国各地の外国人児童生徒教育の話題を取り上げるようになったことも追い風になり、しだいに行政側だけでなく世論も外国人児童生徒教育に関心を持つようになっていった。最前線の試行錯誤が少しずつ現実になってゆく手応えを感じていた。

14. 降りかかる新たな課題

時は動いた。小山市の不就学に向けての取り組みは、確実に成果を上げるだろうと思われた。しかし現場を担当する私たちには新たな課題がのしかかった。市内の小中学校に外国人児童生徒の数が増えるのである。指導の対象となる児童生徒数が今より増えると、指導内容が今より徹底されなくなる懸念された。

小山市の外国人児童生徒教育はまだまだ改善の余地がたくさんあった。今後見込まれる児童生徒の増加に対応するにはどうしたらよいか。その答えは明確だった。指導内容を再構築しシステムを確立することによる能率化の推進だった。

この平成18年度現在、小山市の外国人児童生徒教育における人的体制は決して見劣りするものではなかった。3つの小学校と2つの中学校に加配教員計6名が配属され日本語教室が運営されていた。同時に小山市外国人児童生徒指導員がそれぞれの学校の状況に応じて配属されていた。

小山市外国人児童生徒指導員はもともと小山市で平成14年度から16年度までの国の緊急雇用対策事業として行われたもので当時11名の指導員が雇用されていたが、緊急雇用対策事業期間が過ぎても市の独自予算で運営されている。平成20年度現在10名の外国人児童生徒指導員が各校に配属されている。

人的配置を始め予算が伴う部分はわれわれ教員では口出しできない。我々が進めたことは小山市内の小中学校における外国人児童生徒への日本語指導と生活適応指導のスタンダード化である。

義務教育が適用される日本人の児童生徒なら、何処の学校に入学しようとほぼ同等の教育が受けられるはず。しかし9章で触れたように、外国人児童生徒の場合は編入した学校の指導体制によって受けられる支援には大きな差が出てしまうのが現状だ。そこで小山市内においては、日本語指導と生活適応指導の両面で共通した計画と教材を提供することにより能率化を図り、支援内容の充実と指導のしやすさを同時に実現しようというものである。

15. 教科学習をいかに評価するか

外国人には義務教育は適用されないが、保護者が就学を希望した場合は当該教育委員会と学校は児童生徒を積極的に受け入れ、他の日本人生徒と同様の教育を施すことという政府からの通達に準じ、小中学校に就学した外国人児童生徒はその教育課程を全うしなければならないし、同様に評価を受けなければならない。

日本語の学習だけやるのではなく通常の教科も学習しなければならないしテストも受けなければならない。当然、通知表も受け取らなければならないし進路指導も受けなければならない。もちろん日本語の理解力には個人によって差があるので、通常の授業にどれくらい出席することになるのかは一概に決められない。

私がこれまでの実践を通して得た中学校における望ましい日本語教室通級時間は、週に最低1時間から最高で8～9時間であり、これには根拠がある。最終的に外国人生徒達は中学校生活全般および学習活動において、何の支援も無く生活できることが目標であることを考えれば、在籍学級での授業から全く切り離してしまうことは出来ない。

たとえば、中1の時に日本語がほとんど分からないからと言って理科の授業を全く受けずに過ごし、2年の途中でそろそろ理科の授業で話していることも分かるだろうと参加させても、生徒はどうして良いか分からない。授業内容が分からないと言うより、理科の授業とはどんな雰囲気なのか全く知らないのだから、学習内容どころかその場の空気について行けなくなっている。

同様のことが他の教科にも言えるので、日本語

の分からない生徒であっても週に一度も参加しないという教科を作らない、というのが私の考えだ。

最も難しいと言われる国語の授業であっても、最低週に一度は参加させなければならない。これは同時に教科担任にとって、生徒の学習の様子を評価するのに不可欠な要素となってくる。生徒の顔も見たことも話しかけたこともなかったら、学期末や学年末に評価が出せるはずがない。一方、音楽や体育などの実技系教科は全て参加させるべきである。

これらの要素を考慮した結果、彼らが日本語教室に通級することが出来るのは多くても週に9時間までと言う計算が成り立つ。「それで十分な日本語指導が出来るのか」「もっと多くの時間通級させて早く日本語を上達させた方がいいのではないか」との意見もあると思うが、生徒を出来るだけ早く学校の生活に（授業も含め）適応させる事が一番の目標であるから、他の生徒と一緒に活動する時間は多いほどよい。

日本語の習得は通級指導の質の向上や課題の充実などの工夫で効率を上げることが可能であるし、生活面の支援についても授業時間以外に時間を設けたり保護者との連携を保つことで、かなりの部分が解決できるはずである。

16. 新しい通知表の作成

話題を評価に戻そう。

日本語能力の違いなどにより外国人生徒の通常授業への取り組みが個人によって様々であることを考慮すれば、一般的な通知表を用いて他の生徒と同様に評価を行い家庭に通知することが不適切であることは容易に想像できるだろう。言語上の不理解または国による進度の違いによって支障をきたしている部分が多いからだ。

たとえば数学の授業などでは、母国ですでに習った内容であるにもかかわらず、発問の形式が違っていて解答できない例が多く見られる。ちょっとした支援で得点に結びつく問題がたくさんあるにも関わらず、一斉テストを通して不本意な評価を受けてしまうことになる。

この問題に関しては、ここ数年間で文部科学省がまとめた小学校と中学校におけるJSLプログラムの有効な活用法が今後浸透してくることによ

り、大きな改善が期待できることは十分認識しているが、現時点ではまだJSLプログラムが日常的に実践できる段階ではないという見地に立って意見を続ける。

そこで開発したのが、日本語支援を受けている外国人生徒に対して独自の通知表を作成することにより、生徒に対する教科担任から見た取り組みの様子や学習の到達度を家庭に通知する方法である。しかし生徒によってはある教科において通常の授業や試験の結果を他の生徒同様に評価できる場合もあるので、実際には他の生徒と同じ通常の通知表とここに述べる個人的な到達度を評価する特別な通知表「学習の様子」の2種類で通知することになる。

教科担任は学期末の評価を2つの通知表のどちらか一方のみに記入し、学級担任は2種類の通知表を同時に家庭に渡すという方法である。

「学習の様子」は英語とポルトガル語とスペイン語の3カ国語で作成し、タイ語・中国語・韓国語を用いる家庭には英語版で通知した。

17. 解決できることと出来ないこと

外国人生徒通知表「学習の様子」の活用により生徒自身も言語的な理由のみで不本意に低い評価を得ることが少なくなり、学習意欲の向上に貢献できた。保護者からも我が子の学校における学習の様子が分かりやすくなったという意見や、日本語をもっと勉強すれば良い評価につながる事が再認識できたとの意見が寄せられた。

また教師間でも一人一人の外国人生徒について通常に評価することが適切なのか「学習の様子」で評価することが適切なのか話し合う機会が生まれ、それは遡って普段の授業における外国人生徒に対する支援の実践にも反映されていった。

しかし大きな課題も残っている。それは「指導要録」と高等学校入学試験に関する「調査書」作成上の問題である。通常学期末に家庭に通知する成績は各学校で工夫することが認められているが、学年末に全児童生徒の学習指導について記録する「指導要録」には学校全体の基準による評価を記入し公文書として保管しなければならない。また高等学校に提出する「調査書」に記入する評定はそれぞれの得点を獲得する人数の割合が決め

られているなど制約が厳しく、定期テストや授業での成果を元に一斉に評価しなければならない。

従って学期末の通知表で日本語能力等を考慮し個々に応じた評価「学習の様子」を受け取っていても、学年末や高校入試ではシビアな評価を受け入れなければならないことになる。

本来、評価の問題のような大きな課題は一つの学校や担当教員の創意工夫で改善されるべきものではないのは当然である。冒頭に述べたようにこれこそが最前線に最先端の技術を要求されている顕著な一例であり、外国人児童生徒教育において今後もっとも大きな課題の一つとなるであろう。

外国人児童生徒の増加に伴い、政府等行政機関による大きな改善を望むと共に、その改善が最前線まで確実に伝達される必要がある。

18. 外国人児童生徒適応教室

小山市内における日本語指導と生活適応指導のスタンダード化に取り組み始めた矢先の平成19年4月、思わぬ朗報が届いた。この数年間私が機会ある毎に提案してきた「外国人児童生徒に対する日本語指導のための適応教室」の設置について、平成20年度の開設を目標に小山市が設置検討委員会を組織するというものだった。

この「外国人児童生徒に対する日本語指導のための適応教室」構想とは、外国人児童生徒の日本語能力と生活適応能力について市で一定の基準を設け、その基準に満たない児童生徒を一カ所の教育施設で集中指導し、基準に達した子から本来の在籍学校に戻って生活するという考え方だ。

編入当初の児童生徒の日本語能力や生活適応能力には大きな個人差があるのは仕方ない。しかしこれを同じ教室で同じスタッフが指導することには限界があり、指導の効率が著しく低下する原因となっていた。初級者にはそれなりの手厚い支援が必要となるが同時に別のレベルの児童生徒に対する支援も行わなくてはならないからだ。

改めて述べるまでもなく基本的に日本語教室では通常学級のような一斉授業は困難である。進度や理解力の違いの他、母語まで異なった児童生徒を受け入れているからだ。それらの要素を時間割の組み方等である程度調整ができたとしても、今度は一人数当たりの指導時間の確保が難しくなっ

くる。

しかし適応教室が正常に機能してそこを修了する基準を一本化出来れば、同時に在籍校の支援におけるスタートラインも一本化できるのである。この基準システムがスタンダード化出来れば、児童生徒はどの学校に在籍しても同様の支援が受けられるようになると同時に、指導に当たる教員側の不安や負担も大きく軽減される。その結果より多くの外国人児童生徒に手が行き届き、市内の外国人児童生徒教育全体の向上につながることは明らかであった。

かくして平成20年4月、来日して間もない外国人児童を対象とする適応教室「かけはし」がスタートした。正規の教育課程内で外国人児童だけを集めて集中的に指導する施設は、全国的にもまだ例が少なく多くの不安もあったものの、担当教員のほか母語を話せる指導員を専任で複数雇用するなどの人的な配慮も行き届いたおかげで着々と成果を上げている。

施設面での制約から外国人が多く居住する地区の小学校内に開設したため、初年度は中学生への対応は見送ったが、平成20年12月現在、今年度中の予算で新たな校舎が建設されることも決定し、平成21年度には中学生の受け入れも開始できる見通しが立っている。

適応教室の開始と共に、適応教室を終了しそれぞれの在籍校に戻った児童生徒に対する、日本語指導と生活適応指導のスタンダード化が急務となって浮上した。これまで日本語教室の有無や担当教員の能力などによって支援の内容に差が出ていたことに甘んじていた状況とは違い、系統立てた指導計画の在り方がはっきり問われる環境が出来上がる。市内拠点校担当者で組織する外国人児童生徒教育研究会を中心にその基準作りを急ピッチで進めている状況だ。

あとがき

平成20年4月、栃木県内の外国人の増加や今後の国際化を睨み、地域における多文化共生事業の中心的な役割を担うべく、宇都宮大学国際学部「多文化公共圏センター」が開設された。私もその研究員としての委嘱を受け、これまでの実践経験を個人のものに終わすことなく地域の発展の

ために生かすにはどうしたらよいか、期待と不安が入り交じった日々を過ごしている。

また同4月、宇都宮大学国際学部に外国語特別講義としてポルトガル語の講義が開設され、ポルトガル語をほとんど独学で覚えたような私とその講義を担当させていただくことになった。多文化公共圏センター、ポルトガル語講義の開設など、宇都宮大学の多文化共生事業に対する強い意気込みが伺える。

ポルトガル語講義の内容はポルトガル語の基礎の習得と、私のこれまでの実践や経験の紹介、それについての考察である。ポルトガル語の講義を開設している大学は少なく、当初は履修者が居るのかどうか不安だった。しかしそれは嬉しくも裏切られ多くの学生が集まってくれた。

毎回講義の後半では「すき間の話」と題しこれまでの外国人児童生徒との関わりを通して体験した印象的な出来事や理不尽な出来事を伝えた。義務教育が不適用であること、高校入試の問題、保護者を取り巻く労働問題、日本での両親との死別により親の居ない本国に強制送還になる子供の話まで一切の脚色をせずに語り聞かせた。当初はちょっとした気分転換のつもりで話していたが、学生達からは毎回想像を超えた反響が帰ってきた。

「後継者を育てる」という確信的な言葉が頭をよぎった。もちろん将来、かれらの多くが外国人児童生徒に関わる仕事に就くわけではない。例え直接関わらなくても、しかしかれらのいくらかは、これからの日本における多民族化や多文化化と向き合いながら生きていくであろう。次代を担うその礎の一部を担っているという確かな手応えは、中学校では得られぬ新たな喜びであった。

物事を動かす最大の要素の一つは時代の流れであると思っている。実際この10年間で日本国内における外国人やその子供達を取り巻く状況は著しく変化した。最前線で最先端を探る行為はその時代の流れの中で予定外の早さで達成されてしまうこともあれば、反対にその変化に飲み込まれて見えなくなってしまうこともあるだろう。そんな流れに翻弄されることなく、常に「自分は」「いま」「何ができるのか」足下を見つめながらの試行錯誤を続けていきたい。

むすびに代えて

平成19年度の本プロジェクトの成果を『栃木県における外国人児童生徒教育の明日を考える』（前掲書）としてまとめる作業を通して浮かび上がった他の課題とそれに対する取組みの現状を簡潔に述べて、むすびとしたい。

第一に、われわれは、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する拠点校以外の小中学校に対してほとんど関心を向けてこなかった。就学状況に関するデータを整理する中で、県内外国人児童生徒で日本語指導を必要とするものの約3割が非拠点校に在籍していることが確認された。平成20年5月1日現在、県内の日本語指導が必要な外国人生徒は577人、そのうち拠点校に通うものが418人（72%）、非拠点校に通うものが159名（28%）である。日本語教室が設置されており外国人児童生徒担当者が加配されているか否かだけを基準にして考えれば、非拠点校における外国人児童生徒の教育環境は一般に厳しく、指導体制は「遅れている」と推測される。しかし、非拠点校でも様々な工夫がなされているかもしれないし、非拠点校を管轄する市町教育委員会の独自の取組みもあるであろう。非拠点校の実態にも目を向けながら、外国人児童生徒教育の現状やあり方を検討していく必要がある。

第二に、平成19年度より本プロジェクトのメンバーに加わった、県内小中学校の現場で外国人児童生徒教育に従事してきたメンバーは、本論第1節を執筆した佐野市日本語指導員1名を除き、全員拠点校における加配教員および加配教員経験者である。『栃木県における外国人児童生徒教育の明日を考える』および本論のなかで展開されている教育実践の視点からの情報提供と問題提起は、様々な現場で外国人児童生徒教育に向き合っている教員に対して多くの示唆やヒントを与えているとは確信している。しかし、日本語教室担当教員や日本語指導員の視点だけではなく、拠点校と非拠点校におけるクラス担任や教科担任等の意識や意見にも広く目を向けることが必要であろう。外国人児童生徒に従事する教員のなかで、意識の差があることを認識し、互いの理解を深め、連携しあって指導する体制を整えることが、教育現場の改善にとっては非常に重要な課題となる

う。

第三に、本プロジェクトと学校の管理職（学校長）および教育委員会との関係作りおよび連携という課題である。本論第2節から、日本語教室担当教員が一人で実践できることの可能性と同時に、制約や限界が示されている。教員の仕事や活動は、学校長や教育委員会等の様々な管理体制のもとにあるという現実には直視されなければならない。われわれがめざす教育実践からの問題提起は、1人1人の教員が「何をなすべきか」という点に留まるものではない。栃木県内の外国人児童生徒教育のあり方について、教員・学校長・教育委員会・大学関係者等が幅広く討議し、その全体的な改善・向上に向けた取組みを連携しながら進めていくことが、協働型プロジェクトが目指すところである。

以上のような課題を念頭に置いて、本論執筆時期と重なる平成20年秋に、外国人児童生徒が在籍する県内すべての公立小中学校の教員を対象とする質問紙調査を行った。主に日本語指導を必要とする外国人児童生徒が在籍する非拠点校の実態と、外国人児童生徒教育に対する教員の意識や意見を聞くことを目的にしたものである。

この調査を進める上で、栃木県教育委員会および県内28市町教育委員会の協力を得られたことは大きな成果であった。その結果、900人を超す教員から回答を得ることが出来た。

この調査結果の中間報告は平成20年12月に開催したシンポジウムで行った。ただし、この調査結果を広く社会に発信し、本格的な討議の場上に載せるのはこれからの課題である。平成21年2月末には、協力いただいた教育委員会の関係者を集めて、調査結果を報告・討議する会を企画した。現在、大半の教育委員会から参加するとの回答を得ている。本論の刊行時期の前後に、上記の調査結果や報告会について何らかの成果が出されているであろう。

本稿は、平成20年度宇都宮大学特定重点推進研究「外国人の子どもたちの教育・生活環境をめぐる問題—栃木県内事情の総体的な把握と地域的な課題・対応についての実証的・理論的考察—」（研究代表者田巻松雄）による共同研究の成果の一部である。

The Situation and Problems in Educational Conditions of Foreign Pupils from Viewpoints of Teacher and Tutor's Experience and Practice.

In Japan, the number of foreign pupils is rapidly increasing in elementary and junior high schools. There are a lot of problems that we cannot support with conventional education systems. If we wait for correspondences of the government and the Board of Education, we will be not in time.

Our project focusing on educational conditions of foreign pupils in Tochigi Prefecture started in 2004. In 2007, six researchers who are composed of teachers in elementary and junior high schools and Japanese language tutor joined our project team newly. We realized the collaboration of University staffs with teachers and tutor in a elementary and junior high schools was necessary for the project to develop and expand. We have to learn many lessons from experience and practice of teachers and tutors in the field of education.

This article is two records of a Japanese language tutor for 19 years and a teacher in a junior high school for ten years . Part 1 is the record of a tutor who has worked continuously in Sano city in Tochigi. Analyzing that foreign pupil's conditions still have much problems, it is asking what kind of talent is needed for Japanese teachers and also what is a preferable skill to Japanese tutors. Part 2 is the record of a teacher who battled and challenged under managements of severe educational administration. Probably you can see the possibility that how one small teacher can challenge in the new field by oneself.

This article will give some courage and suggestions to many teachers of the same situation, and will give so many messages about duties and responsibilities to the people of each social field

(2008年11月7日受理)

